

三股町若者Uターン促進事業補助金

県外から移住された方へ、宮崎県若者Uターン促進事業実施要領に基づき移住支援金を交付しています。申請される方は企画商工課へご相談ください。

- 申請期間…町に転入以降、1年以内の間に申請書を提出してください。
- 申請に必要な書類等…4～5ページ目をご覧ください。
- 交付金額…30万円

移住支援金の対象 ※以下の（１）～（４）全てを満たす方が対象です。

（１）移住元に関する要件（①、②いずれかを満たす必要があります）

- ☐ ①住民票を移す直前に連続して１年以上、県外（※１）に在住し、かつ、県外で勤務していた方。
- ☐ ②県外（※１）から転入し、人材確保支援策を活用して、農林漁業研修を受講したもので、受講のために転入する直前に連続して１年以上、県外（※１）に在住し、かつ、県外で勤務していた方。

（※１）県外…東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）
大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）
福岡県

（２）移住先に関する要件

- ☐ 転入時において、２９歳以下である
※転入した年度の３月末までに３０歳となる者も含む（４月１日が誕生日の者は、前日の３月３１日に次の年齢を迎えるものとする。）
- ☐ 申請時において、転入後 １ 年以内である
※農林漁業研修を受講した者は、研修期間を含めない。
- ☐ 申請日から５年以上、継続して三股町に居住する意思がある

（３）その他の要件

- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- ☐ 日本人である、または外国人であって、在留資格を持っている
- ☐ 過去10年以内に、申請者及び世帯員として、移住支援金及び若者応援給付金を受給していない。
※移住支援金及び 若者応援給付金 を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合は該当。
- ☐ 県税及び町税に滞納がない
- ☐ 自治公民館組織に加入している
- ☐ 県および町が若者応援給付金支給対象者として不適当と認めた者でない

(4) 就職に関する要件 (①～④いずれかを満たす必要があります)

①一般就職に関する要件 (移住支援金対象事業所)

- ☐勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐就業先が、ふるさと宮崎人材バンクにおいて、移住支援金対象と掲載された求人である
- ☐申請時において、週20時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐求人への応募日が、移住支援金対象の求人としてふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である
- ☐申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

②一般就職に関する要件 (ふるさと宮崎人材バンク掲載求人)

- ☐勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐就業先が、ふるさと宮崎人材バンクに掲載されている求人である
- ☐申請時において、週20時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐求人への応募日が、ふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である
- ☐申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

③専門人材に関する要件 (プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業への就職)

- ☐勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐申請時において、週20時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
- ☐解散を前提とした個別プロジェクト参加等、離職することを前提とした就業でない

④個人経営事業所に関する要件

- ☐個人事業所に就業した者のうち、農林漁業または医療福祉事業にかかる人材確保支援策を活用した者である。(別表参照)
- ☐申請時において、週20時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある

⑤ ①～④以外の就業に関する要件

- ☐勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐申請時において、週20時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

⑥自営での農林漁業への就業に関する要件

☐農林漁業にかかる人材確保支援策を活用した者である（別表参照）

☐申請日から5年以上、申請者が自営での農林漁業への就業を継続する意思がある

⑦起業に関する要件（ア、イのいずれかを満たす必要があります）

ア

☐宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領で宮崎県知事が定める起業支援金の交付決定を受けた者である

イ ※以下のすべてを満たすこと

☐個人事業の開業届出または会社設立を行い、その代表者である

☐町内において、法人の登記または個人事業の開業届出を行う

☐設立する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を持っていない

☐申請時から5年以上、会社等を継続する意思がある

☐対象事業に対して、商工会等支援機関による創業、経営支援等を継続して受ける意思を有している

☐三股町においてサービスの供給が十分でなく、地域コミュニティの維持に必要な事業である

☐サービスの対価で得られる収益により、自律的な事業の継続が可能である

☐三股町で実施する事業である

☐申請前に、本人確認書類および商工会議所等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を三股町に提出し、承認を得た事業である

☐風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でない

⑧事業承継に関する要件

☐承継する法人役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を持たない

☐申請日から5年以上、申請者が承継する事業を継続する意思がある

☐事業内容が、地域経済の活性化、コミュニティの維持に貢献するものである

☐三股町内で実施する事業である

☐県内の事業支援機関による支援を受け、事業承継が成立したこと

☐風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でない

※その他にも要件があります。詳しくは企画商工課までお問い合わせください。

※5年以内に退職、転出をした場合は、交付金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。

お問合せ先

三股町 企画商工課 企画政策係

TEL 0986-52-1114

■申請に必要な書類等

全要件で提出が必要な書類		
①	写真付き身分証明書の写し	提出により本人確認できる書類（運転免許書やマイナンバーカード等）
②	移住元での在住地、在住期間を確認できる書類	移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写しなど。世帯全員分。
③	三股町若者UIJターン補助金交付申請書（様式第1号）	自筆記入
④	若者UIJターン補助金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）	自筆記入
⑤	個人情報の取扱いに係る同意書（様式第1号別紙2）	自筆記入
⑥	支部加入証明書（様式第1号別紙3）	自筆記入
⑦	振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し等	金融機関名/支店名/口座種類/口座番号/店番号/名義人が分かるもの。
⑧	滞納のない証明書	※世帯全員分（就学中の方は除く）
⑨	住民票謄本	※世帯主・続柄の記載有り
三大都市圏等における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類		
	移住元就業証明書（様式第2-1号）	自筆記入
三大都市圏等に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類		
	開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）	
	個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）	
就職要件に該当する場合に提出する書類		
	（就業の場合） 就業証明書（様式第2-2号）	就業先から取得してください。
	（個人事業所へ人材確保支援策を活用した就業の場合） 就業証明書（様式第2-2号）及び支援策活用証明書（様式第2-3号）	就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
起業要件に該当する場合に提出する書類		
	（起業支援金の交付決定を受けている場合） 起業支援金の交付決定通知書	
	（上記以外の起業の場合） 起業支援証明書(様式第2-4号)及び三股町商工会から助言を受けて作成した事業計画書	

自営での農林漁業への就業要件に該当する場合に提出する書類		
	支援策活用証明書（様式第2-3号）	自営開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
事業承継要件に該当する場合に提出する書類		
	事業承継支援証明書（様式第2-5号）	
	事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業承継計画書（様式第2-6号）等）	
農林漁業研修の受講後に申請する場合に提出する書類		
	農林漁業研修受講証明書（様式第2-7号）	
	修了証書の写し	研修機関より発行がある場合のみ。

※この他にも必要な書類が発生する場合がございます。

別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
	新規就農者育成総合対策（地域計画早期実現支援枠）
	新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代円滑化タイプ）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修支援事業）
	経営体育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）
県（企業振興課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業（新規就業準備給付金事業）
	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業（経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	宮崎県保育人材就職支援センター運営事業
県（水産政策課）	漁業DXによる担い手確保育成事業（経営開始資金等交付事業）
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業DXによる担い手確保育成事業（漁業スタートアップ研修）
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業
町（農業振興課）	農業後継者支援事業